

報道資料

平成28年9月12日

担当：保健福祉部介護福祉課 施設整備係
(担当者：吉田、田中)
電話：0742-34-5422 (直通)
(内線4755)

介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、平成28年9月7日付で株式会社共栄に対して、介護保険法第77条第1項及び同法第115条の9第1項の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 株式会社 共栄
- (2) 代表者 代表取締役 河口 英人
- (3) 事業者所在地 奈良市あやめ池南一丁目1番14号
- (4) 事業所名称 アコール訪問看護ステーション
- (5) 事業所所在地 奈良市あやめ池南一丁目1番14号
- (6) サービス種類 訪問看護、介護予防訪問看護

2 指定取消年月日

平成28年9月30日

3 指定取消理由

介護保険法第77条第1項第6号、第7号及び第9号並びに第115条の9第1項第5号、第6号及び第8号に該当する事実が確認されたため。

(1) 虚偽の指定申請

以下のとおり、基準を満たすかのような虚偽申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

- ・管理者について、指定月（平成27年5月）にほとんど勤務させる予定が無かったにもかかわらず、常勤専従で勤務するとした虚偽の勤務形態一覧表を指定申請時

に提出した。

- ・従業者について、指定月（平成27年5月）は同法人が運営するサービス付高齢者向住宅のスタッフとして勤務させる予定であったにもかかわらず、アコール訪問看護ステーションの看護職員として勤務するとした虚偽の勤務形態一覧表を提出した。
- ・従業者のうち1名について、指定前月（平成27年4月）末で常勤での勤務が終了し、指定月（平成27年5月）以降は非常勤職員として勤務することになっていたにもかかわらず、常勤専従で勤務するとした虚偽の勤務形態一覧表を指定申請時に提出した。また、指定前の本人確認の際に、常勤専従で勤務する旨の虚偽の答弁を行った。

(2) 虚偽の報告

勤務実態の無い管理者の氏名で虚偽の訪問看護報告書を作成し、監査において提出した。

(3) 不正請求

虚偽の指定申請により、介護報酬を不正に受領した。